

# 条例議案の概要

—平成25年3月定例会—

## 目 次

議案第 15 号	盛岡市総合計画条例について	1
議案第 16 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	2
議案第 17 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	4
議案第 18 号	盛岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について	11
議案第 19 号	盛岡市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例について	17
議案第 20 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	18
議案第 21 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	25
議案第 22 号	盛岡市高齢者福祉基金条例を廃止する条例について	67
議案第 23 号	盛岡市盛岡駅西口多目的広場条例について	68
議案第 24 号	盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について	69
議案第 25 号	盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について	77
議案第 26 号	盛岡市地域交流活性化センター条例について	85
議案第 27 号	盛岡市障害者自立支援条例の一部を改正する条例について	86
議案第 28 号	盛岡市少年補導施設に関する条例の一部を改正する条例について	88
議案第 29 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について	90
議案第 30 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	92
議案第 31 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	96
議案第 32 号	盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について	98
議案第 33 号	盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例について	110
議案第 34 号	盛岡市石川啄木記念館条例について	111

議案第15号

盛岡市総合計画条例について

1 制定の趣旨

総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって住民福祉の向上を図ろうとするものである。

2 条例の内容

(1) 総合計画の構成及び内容等

ア 総合計画 市のまちづくりの指針となる基本構想及び実施計画をいう。

イ 基本構想 長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念及びその基本理念のもとに実現しようとする将来像並びにその将来像の実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示すものをいう。

ウ 実施計画 基本構想に定める将来像を実現するための取組を具体的に示すものをいう。

エ まちづくり 住民福祉の向上を目指す一連の活動をいう。

(2) 策定

基本構想を策定しようとするときは、市民の参画を促進するため必要な措置を講ずるとともに、盛岡市総合計画審議会の意見を聴かなければならない。

(3) 議会の議決

基本構想を策定するときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(4) 総合計画に即した市政の運営

市長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図らなければならない。

(5) 市政の各分野における計画との関係

市政の各分野における計画は、総合計画との整合を図ったものとする。

(6) 盛岡市総合計画審議会

市長の諮問機関として、盛岡市総合計画審議会を置く。

※ 盛岡市総合計画審議会条例（昭和58年条例第21号）は、廃止する。

3 施行期日

公布の日

## 議案第16号

## 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

## 2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。（第3条関係）

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,477（うち福祉事務所 106）	1,461（うち福祉事務所 105）	△16（うち福祉事務所△1）
水道事業及び下水道事業	215	204	△11
病院事業	211	211	0
議会の事務部局	15	15	0
教育委員会の事務部局	70	72	2
学校	263	255	△8
学校以外の教育機関	58	57	△1
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	8	7	△1
農業委員会の事務部局	13	12	△1
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,338	2,302	△36

## 3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

改正前

○盛岡市職員定数条例

昭和33年6月20日条例第25号

第1条及び第2条 略

第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。

区分	定数	備考
市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	1,461人	うち105人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	204人	
病院事業	211人	
議会の事務部局	15人	
教育委員会の事務部局	72人	
学校	255人	
学校以外の教育機関	57人	
選挙管理委員会の事務部局	6人	
監査委員の事務部局	7人	
農業委員会の事務部局	12人	
公平委員会の事務部局	2人	
合計	2,302人	

第4条及び第5条 略

附則 略

附則(平成25年条例第 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○盛岡市職員定数条例

昭和33年6月20日条例第25号

第1条及び第2条 略

第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。

区分	定数	備考
市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	1,477人	うち106人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	215人	
病院事業	211人	
議会の事務部局	15人	
教育委員会の事務部局	70人	
学校	263人	
学校以外の教育機関	58人	
選挙管理委員会の事務部局	6人	
監査委員の事務部局	8人	
農業委員会の事務部局	13人	
公平委員会の事務部局	2人	
合計	2,338人	

第4条及び第5条 略

附則 略

議案第17号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設しようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市職員給与支給条例（第4条及び第33条の7の2から第33条の7の4まで）
- (2) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条、第13条の3及び第13条の4）
- (3) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条、第19条の2及び第19条の3）

3 改正の内容

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設する。

4 施行期日

規則で定める日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 この条例による給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第29条の2の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。</p> <p>第5条から第33条の6まで 略</p> <p>第8章の3 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</p> <p>第33条の7 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2 災害派遣手当の額は、次表の左欄に掲げる市の区域に滞在する期間の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 この条例による給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第29条の2の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当とする。</p> <p>第5条から第33条の6まで 略</p> <p>第8章の3 災害派遣手当</p> <p>第33条の7 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2 災害派遣手当の額は、次表の左欄に掲げる市の区域に滞在する期間の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市の区域に滞在する期間</th> <th colspan="2">施設の利用区分</th> </tr> <tr> <th>公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)</th> <th>その他の施設 (1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超える60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table>	市の区域に滞在する期間	施設の利用区分		公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市の区域に滞在する期間</th> <th colspan="2">施設の利用区分</th> </tr> <tr> <th>公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)</th> <th>その他の施設 (1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超える60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table>	市の区域に滞在する期間	施設の利用区分		公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円
市の区域に滞在する期間		施設の利用区分																											
	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)																											
30日以内の期間	3,970円	6,620円																											
30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円																											
60日を超える期間	3,970円	5,140円																											
市の区域に滞在する期間	施設の利用区分																												
	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)																											
30日以内の期間	3,970円	6,620円																											
30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円																											
60日を超える期間	3,970円	5,140円																											
<p>第33条の7の2 武力攻撃災害等派遣手当は、国民の保護のための措置の実</p>																													

改正後	改正前
<p>施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2 前条第2項の規定は、武力攻撃災害等派遣手当の額について準用する。</p> <p>第33条の7の3 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u></p> <p>2 第33条の7第2項の規定は、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額について準用する。</u></p> <p>第8章の4 特定の職員についての適用除外</p> <p>第33条の7の4 第2章の2，第3章，第3章の2（第25条の2第1項を除く。），第3章の3（第25条の3第1項第2号に限る。），第4章の2，第5章（第28条を除く。）及び第8章の2（第33条の6に限る。）の規定については、再任用職員には適用しない。</p> <p>2 第2章の2，第3章，第3章の2（第25条の2第1項を除く。），第3章の3，第4章の2，第5章（第28条を除く。）及び第8章の2（第33条の6に限る。）の規定については、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第33条の8から第37条まで 略</p> <p>附則 略</p> <p>附則</p> <p><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	<p>第8章の4 特定の職員についての適用除外</p> <p>第33条の7の2 第2章の2，第3章，第3章の2（第25条の2第1項を除く。），第3章の3（第25条の3第1項第2号に限る。），第4章の2，第5章（第28条を除く。）及び第8章の2（第33条の6に限る。）の規定については、再任用職員には適用しない。</p> <p>2 第2章の2，第3章，第3章の2（第25条の2第1項を除く。），第3章の3，第4章の2，第5章（第28条を除く。）及び第8章の2（第33条の6に限る。）の規定については、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第33条の8から第37条まで 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>



【第2条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号</p> <p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、奨励手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。</u></p> <p>第3条から第13条まで 略 (災害派遣手当)</p> <p>第13条の2 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。 <u>(武力攻撃災害等派遣手当)</u></p> <p>第13条の3 <u>武力攻撃災害等派遣手当は、国民の保護のための措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u> <u>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</u></p> <p>第13条の4 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対し</u></p>	<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号</p> <p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、奨励手当、災害派遣手当 <u>及び退職手当とする。</u></p> <p>第3条から第13条まで 略 (災害派遣手当)</p> <p>第13条の2 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p>

改正後	改正前
<p><u>て支給する。</u></p> <p>第14条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>	<p>第14条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第3条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号</p> <p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。</u></p> <p>第3条から第18条まで 略 (災害派遣手当)</p> <p>第19条 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。 <u>(武力攻撃災害等派遣手当)</u></p> <p><u>第19条の2 武力攻撃災害等派遣手当は、国民の保護のための措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u> <u>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</u></p> <p>第19条の3 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された</u></p>	<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号</p> <p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当 ____及び退職手当とする。</p> <p>第3条から第18条まで 略 (災害派遣手当)</p> <p>第19条 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p>

改正後	改正前
<p><u>職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u></p> <p>第20条から第26条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>	<p>第20条から第26条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

## 議案第18号

## 盛岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

国及び県の例に準じ、職員の退職手当の額を改定しようとするものである。

## 2 一部改正を行う条例

(1) 盛岡市職員の退職手当に関する条例（附則第11項及び第12項）

(2) 盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例（附則第3項）

(3) 盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（附則第2条第1項）

## 3 改正の内容

国及び県の例に準じ、退職手当に係る調整率を退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用させるとともに、次のとおり段階的に引き下げ、退職手当の支給水準を引き下げる。

期間	調整率
現行	104/100
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	98/100
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	92/100
平成27年4月1日以降	87/100

## 4 施行期日

平成25年4月1日

【第1条】 盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号</p>
<p>第1条から第22条まで 略</p>	<p>第1条から第22条まで 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 から10まで 略</p>	<p>1 から10まで 略</p>
<p>11 第4条から第6条まで</p>	<p>11 第4条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、第5条又</p>
<p>_____の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が_____35年以下である者に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3までの規定にかかわらず、当分の間、第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の6第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第11項」とする。</p>	<p>は第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下である者に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3までの規定にかかわらず、当分の間、第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。_____</p>
<p>12 第4条第1項 _____の規定に該</p>	<p>12 第4条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該</p>
<p>当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、当分の間、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年_____である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる_____額とする。</p>
<p>13 第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、同条及び第6条の3の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>13 第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、同条及び第6条の3の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>14から16まで 略</p>	<p>14から16まで 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	
<p>(経過措置)</p>	

改正後	改正前
<p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例附則第11項（同条例附則第13項及び第2条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第3項においてその例による場合を含む。）及び第12項の規定の適用については、同条例附則第11項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。</p>	

【第2条】 盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正  
新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 平成15年4月1日条例第43号 附 則（平成15年条例第43号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で盛岡市職員の退職手当に関する条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 略</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 平成15年4月1日条例第43号 附 則（平成15年条例第43号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で盛岡市職員の退職手当に関する条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 略</p>
<p>2 <u>第1条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例附則第11項（同条例附則第13項及び第2条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第3項においてその例による場合を含む。）及び第12項の規定の適用については、同条例附則第11項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。</u></p>	



【第3条】 盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>平成18年4月1日条例第22号</p>	<p>平成18年4月1日条例第22号</p>
<p>附 則 (平成18年条例第22号) (施行期日)</p>	<p>附 則 (平成18年条例第22号) (施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条(第7条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条から附則第8条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条(第7条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条から附則第8条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が前条ただし書に規定する施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の盛岡市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条から第6条の2まで、第7条の2及び附則第11項から第13項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職した者にあつては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第11項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の87)を乗じ</p>	<p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が前条ただし書に規定する施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の盛岡市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条から第6条の2まで、第7条の2及び附則第11項から第13項までの規定により計算した退職手当の額が</p>

改正後	改正前
<p>て得た額が、新条例第3条の5から第6条の3まで、第7条の2から第7条の6まで及び附則第11項から第13項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>	<p>_____、新条例第3条の5から第6条の3まで、第7条の2から第7条の6まで及び附則第11項から第13項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>
<p>2 略 第3条から第8条まで 略</p>	<p>2 略 第3条から第8条まで 略</p>
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>	
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p>3 <u>第3条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。</u></p>	

議案第19号

盛岡市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例について

1 制定の趣旨

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正により、予算の執行に関する普通地方公共団体の長の調査権の対象となる法人等の範囲が、当該普通地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等のうち条例で定めるものに拡大されたことに伴い、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めようとするものである。

2 条例の内容

予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を次のとおり定める。

- (1) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（地方自治法施行令第152条第1項第3号関係）
- (2) 市がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（地方自治法施行令第152条第4項第2号関係）

3 施行期日

平成25年4月1日

4 参考

条例の制定により、新たに予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人は、次の2法人である。

- (1) 財団法人盛岡地域地場産業振興センター
- (2) 財団法人盛岡観光コンベンション協会

## 議案第20号

## 盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

道路法施行令（昭和27年政令第 479号）が一部改正されたことに準じ、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る道路占用料の額を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

## 2 改正の内容

道路占用料の額を次のとおり定める。

占用物件	単位	占用料（円）
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000

※政令第7条第2号に掲げる工作物は、太陽光発電設備及び風力発電設備

## 3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号				○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号			
第1条から第5条まで 略				第1条から第5条まで 略			
附則 略				附則 略			
附則(平成25年条例第 号)							
この条例は、平成25年4月1日から施行する。							
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料(円)		占用物件	単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	560	法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	560
	第2種電柱		860		第2種電柱		860
	第3種電柱		1,200		第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		500		第1種電話柱		500
	第2種電話柱		800		第2種電話柱		800
	第3種電話柱		1,100		第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		50		その他の柱類		50
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		5		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	3			地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490		路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
	変圧塔その他これに類する	1個につき1	1,000		変圧塔その他これに類する	1個につき1	1,000

改正後				改正前			
	もの及び公衆電話所	年			もの及び公衆電話所	年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420		郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300
	外径が1メートル以上のもの		600		外径が1メートル以上のもの		600

改正後				改正前					
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.004を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000	上空に設ける通路			1,000	
	地下に設ける通路			610	地下に設ける通路			610	
その他のもの		1,000	その他のもの		1,000				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
標識		1本につき1年		800	標識		1本につき1年		800

改正後				改正前				
	旗ざお	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	20	旗ざお	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	20
		その他のもの	1本につき1月	200		その他のもの	1本につき1月	200
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000
		その他のもの		1,000		その他のもの		1,000
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000					
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100	政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			100	
政令第7条第9号に掲	建築物	占用面積1平方メートルに	Aに0.016を乗じて得た	政令第7条第7号に掲	建築物	占用面積1平方メートルに	Aに0.016を乗じて得た	



改正後				改正前			
げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	つき1年	額	げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	つき1年	額
			Aに0.011を乗じて得た額				Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額

## 備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又

## 備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又

改正後	改正前
<p>は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。</p> <p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p>	<p>は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。</p> <p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p>

議案第21号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に伴い，集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査等に係る手数料を定めるほか，必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料等の設定について

都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画及び当該計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に係る手数料（構造計算適合性判定を要する場合には加算する金額を含む。）を定める。

(2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の設定について

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請及び同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査に係る手数料（構造計算適合性判定を要する場合には加算する金額を含む。）を定める。

3 施行期日

公布の日

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号			○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号		
別表（第2条，第4条関係）			別表（第2条，第4条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
1から7まで	略	略	1から7まで	略	略
8 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（ <u>建築設備（同法第87条の2の建築設備をいう。以下この項及び9の項から11の項までにおいて同じ。）</u> に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画	建築物に関する確認申請等手数料	1 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積，確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては，当該増加する部分の床面積）に相当する面積，建築物	8 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（ <u>同法第87条の2の建築設備（以下「建築設備」とい</u>	建築物に関する確認申請等手数料	1 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積，確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては，当該増加する部分の床面積）に相当する面積，建築物

改正後

の通知（建築設備に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）に対する審査（8の2の項の審査を除く。）

を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下1において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改正前

の通知（建築設備に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）に対する審査（8の2の項の審査を除く。）

を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下1において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改正後				改正前			
			<p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 8,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 2万7,000円</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円</p>				<p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 8,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 2万7,000円</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円</p>

改正後		改正前	
	<p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p> <p>2 申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準</p>		<p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p> <p>2 申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準</p>

改正後		改正前	
	<p>に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。8の2の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、当該構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。以下2において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合 18万8,000円(再計算(建築基準法第20条第2号イ又</p>		<p>に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。8の2の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、当該構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。以下2において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合 18万8,000円(再計算(建築基準法第20条第2号イ又</p>



改正後		改正前	
	<p>は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(当該構造計算に係る記録が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で提出された場合に限り。)をいう。以下2において同じ。)による場合にあつては、13万7,000円)</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 24万7,000円(再計算による場合にあつては、16</p>		<p>は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(当該構造計算に係る記録が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で提出された場合に限り。)をいう。以下2において同じ。)による場合にあつては、13万7,000円)</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 24万7,000円(再計算による場合にあつては、16</p>

改正後			改正前		
		<p>万7,000円)</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 28万1,000円(再計算による場合にあつては,18万3,000円)</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 37万円(再計算による場合にあつては,22万7,000円)</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 66万8,000円(再計算による場合にあつては,37万5,000円)</p>			<p>万7,000円)</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 28万1,000円(再計算による場合にあつては,18万3,000円)</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 37万円(再計算による場合にあつては,22万7,000円)</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 66万8,000円(再計算による場合にあつては,37万5,000円)</p>
8の2	略		8の2	略	
9	建築設備に係る部分の建築基準法第6条第1項の規 建築設備及び工作物に関する確認申請等 手数料	(1) 建築設備の設置に係る審査(確認済証の交付を受けた建築設備の	9	建築設備に係る部分の建築基準法第6条第1項の規 建築設備及び工作物に関する確認申請等 手数料	(1) 建築設備の設置に係る審査(確認済証の交付を受けた建築設備の

改正後			改正前		
<p>定若しくは同法第87条の2（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請又は建築設備に係る部分の同法第18条第2項の規定若しくは同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査（9の2の項の審査を除く。）</p>		<p>計画を変更する場合を除く。） 1 建築設備につき1万2,000円</p> <p>(2) 建築設備の設置に係る審査(確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更する場合に限る。) 1 建築設備につき6,000円</p> <p>(3) <u>工作物(建築基準法第88条第1項及び第2項の政令で定めるものをいう。以下この項及び11の項において同じ。)</u> <u>の築造に係る審査(確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合を除く。)</u> 1 工作物につき1万1,000円</p> <p>(4) 工作物の築造に係る審査(確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合に限る。) 1 工作物につき6,000円</p>	<p>定若しくは同法第87条の2（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請又は建築設備に係る部分の同法第18条第2項の規定若しくは同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査（9の2の項の審査を除く。）</p>		<p>計画を変更する場合を除く。） 1 建築設備につき1万2,000円</p> <p>(2) 建築設備の設置に係る審査(確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更する場合に限る。) 1 建築設備につき6,000円</p> <p>(3) <u>工作物</u> <u>の築造に係る審査(確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合を除く。)</u> 1 工作物につき1万1,000円</p> <p>(4) 工作物の築造に係る審査(確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合に限る。) 1 工作物につき6,000円</p>
9の2から40の2まで 略			9の2から40の2まで 略		
40の3 建築基準法	既存の一の建築物に	次に掲げる申請に係る床	40の3 建築基準法	既存の一の建築物に	次に掲げる申請に係る床

改正後			改正前		
第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定の申請に対する審査	について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定申請手数料	面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定の申請に対する審査	面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	（建築設備
		（建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。以下この項及び40の4の項において同じ。）の設置（機種交換を含む。）をする場合は、当該金額に1建築設備につき1万2,000円を加算した額）			
		(1) 申請に係る床面積の合計（建築物を増築し、又は改築する場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の床面積、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下の場合 8,000円			の設置（機種交換を含む。）をする場合は、当該金額に1建築設備につき1万2,000円を加算した額）
		(2) 申請に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万			(1) 申請に係る床面積の合計（建築物を増築し、又は改築する場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の床面積、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下の場合 8,000円
					(2) 申請に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万

改正後		改正前	
	4,000円		4,000円
	(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万1,000円		(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万1,000円
	(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 2万7,000円		(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 2万7,000円
	(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円		(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円
	(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円		(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円
	(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円		(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円
	(8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メー		(8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メー

改正後			改正前		
		<p>トルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>			<p>トルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>
40の4から65の11まで	略	略	40の4から65の11まで	略	略
65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>1 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の人に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の13の項において同じ。） 4万8,000円（市長が別に定める者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適</p>	65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>1 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の人に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の13の項において同じ。） 4万8,000円（市長が別に定める者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下</p>

改正後			改正前		
		<p>合証」という。)の提出がある場合にあっては、7,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。65の13の項において同じ。)次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万3,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、2万3,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が</p>			<p>合証」という。)の提出がある場合にあっては、7,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。65の13の項において同じ。)次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万3,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、2万3,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が</p>

改正後				改正前			
			1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては,3万3,000円)				1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては,3万3,000円)
			エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円(適合証の提出がある場合にあっては,6万1,000円)				エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円(適合証の提出がある場合にあっては,6万1,000円)
			オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 108万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては,10万4,000円)				オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 108万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては,10万4,000円)
			カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円(適合証の				カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円(適合証の



改正後			改正前		
		<p>提出がある場合にあっては、17万1,000円)</p> <p>キ 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの285万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、21万円)</p> <p>ク 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの349万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、22万4,000円)</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、次に掲げる部分の区分に応</p>			<p>提出がある場合にあっては、17万1,000円)</p> <p>キ 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの285万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、21万円)</p> <p>ク 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの349万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、22万4,000円)</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、次に掲げる部分の区分に応</p>

改正後		改正前	
	<p>じ,それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ,それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは,当該基準に従った構造計算1件につき,65の11の項右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ,それぞれ同項の右欄に定める額を加算した額)</p> <p>(2) <u>建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の13の項において同じ。)</u>及び工作物(同法第88</p>		<p>じ,それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ,それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは,当該基準に従った構造計算1件につき,65の11の項右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ,それぞれ同項の右欄に定める額を加算した額)</p> <p>(2) <u>建築設備</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>及び工作物(建築基準</p>

改正後

改正前

		<p>条第1項 及び 第2項の政令で指定 するものをいう。65 の13の項において同 じ。)に係る部分 9 の項の右欄に定める 額</p>			<p>法第88条第1項及び 第2項の政令で指定 するものをいう。65 の13の項において同 じ。)に係る部分 9 の項の右欄に定める 額</p>
65の13 略			65の13 略		
65の14 都市の低炭 素化の促進に関す る法律（平成24年 法律第84号）第10 条第3項の規定に 基づく集約都市開 発事業計画が建築 基準関係規定に適 合するかどうかの 審査	<p>集約都市開発事業計 画に係る建築基準関 係規定適合性審査手 数料</p>	<p>次に掲げる部分の区分に 応じ、それぞれ次に定める 額 (1) 建築物に係る部分 8の項の右欄1に掲げ る申請又は通知に係る 床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ同項の右 欄1に定める額(申請又 は通知に係る建築物の 計画が建築基準法第20 条第2号又は第3号に 定める基準(同条第2号 イ又は第3号イの政令 で定める基準に従った 構造計算で、同条第2号 イに規定する方法若し くはプログラムによる もの又は同条第3号イ に規定するプログラム</p>			

改正後

改正前

によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び65の15の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)  
ア 1,000平方メートル以内のもの  
197,000円(再計算(建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。))を

改正後			改正前		
		<p>いう。以下この項において同じ。)による場合にあっては、  <u>144,000円)</u>            イ <u>1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの</u>  <u>259,000円 (再計算による場合にあっては, 175,000円)</u>            ウ <u>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>  <u>295,000円 (再計算による場合にあっては, 192,000円)</u>            エ <u>10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの</u>  <u>388,000円 (再計算による場合にあっては, 238,000円)</u>            オ <u>50,000平方メートルを超えるもの</u>  <u>701,000円 (再計算による場合にあっては, 394,000円)</u>            (2) 建築設備 (建築基</p>			

改正後			改正前		
		<p>準法第87条の2の建築設備をいう。65の15の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。)に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>			
<p>65の15 都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p>	<p>集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定適合性審査手数料</p>	<p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、床面積(構造計算が行われた部分</p>			

改正後			改正前		
		<p>に限る。)の合計の区分 (65の14の項の右欄(1) アからオまでに掲げる 区分をいう。)に応じ、 それぞれ同欄(1)アか らオまでに定める額を 加算した額)</p> <p>(2) 建築設備及び工作 物に係る部分 9の項 又は9の2の項の右欄 に定める額</p>			
65の16 都市の低炭 素化の促進に関す る法律第53条第1 項の規定に基づく 低炭素建築物新築 等計画の認定の申 請に対する審査	低炭素建築物新築等 計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、(1) に定める額(都市の低炭素 化の促進に関する法律第 54条第2項の規定に基づ き建築基準関係規定に適 合するかどうかの審査を 受けるよう申し出る場合 にあっては、(2)に定め る額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物 等の区分に応じ、それぞ れ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人 の居住の用以外の用 に供する部分を有し ないものに限る。以下 この項及び65の17の</p>			

改正後			改正前		
		<p>項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p> <p>35,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」とい</p>			



改正後

改正前

う。)の提出がある  
場合にあつては、

5,000円)

(イ) 床面積の合計  
が 200平方メー  
トルを超え 400平方  
メートル以内のも  
の 69,000円(適合  
証の提出がある場  
合にあつては、

10,000円)

(ウ) 床面積の合計  
が 400平方メー  
トルを超え 800平方  
メートル以内のも  
の 97,000円(適合  
証の提出がある場  
合にあつては、

16,000円

(エ) 床面積の合計  
が 800平方メー  
トルを超え 2,000平  
方メートル以内の  
もの 136,000円  
(適合証の提出が  
ある場合にあつて  
は、27,000円)

(オ) 床面積の合計

改正後			改正前		
		<p>が 2,000平方メートルを超え 4,000平方メートル以内のもの 194,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 45,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が 4,000平方メートルを超え 8,000平方メートル以内のもの 278,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 80,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が 8,000平方メートルを超え16,000平方メートル以内のもの 376,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 126,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が16,000平方メートルを超え24,000平方メートル以内のもの 492,000</p>			

改正後

改正前

円（適合証の提出がある場合にあつては、158,000円）  
(ケ) 床面積の合計が24,000平方メートルを超えるもの  
578,000円（適合証の提出がある場合にあつては、169,000円）  
イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）  
(1) ア(ア) から(ケ) までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）の床面積（(1)イ(ア) から(カ) までにおいて「床面積」という。）の合計の区分

改正後			改正前		
		<p>に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 109,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 10,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 178,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 27,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 277,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 80,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メー</p>			

改正後			改正前		
		<p>トルを超え10,000 平方メートル以内 のもの 355,000 円(適合証の提出が ある場合にあって は, 126,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内 のもの 424,000 円(適合証の提出が ある場合にあって は, 158,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの 494,000円(適合 証の提出がある場 合にあっては, 198,000円)</p> <p>ウ 人の居住の用に供 する部分を有しない 建築物(エに掲げる建 築物を除く。)</p> <p>(ア) 床面積の合計 が 300平方メー トル以内のもの</p>			

改正後				改正前			
			<p><u>238,000円（適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 379,000円（適合証の提出がある場合にあっては、27,000円）</u></p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 539,000円（適合証の提出がある場合にあっては、80,000円）</u></p> <p><u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 661,000円（適合証の提出がある場合にあっては、126,000円）</u></p>				

改正後			改正前		
		<p>(オ) 床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内 のもの 778,000 円(適合証の提出が ある場合にあつて は, 158,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの 888,000円(適合証 の提出がある場合 にあつては, 198,000円)</p> <p>エ 人の居住の用に供 する部分を有しない 建築物のうち専ら工 場, 畜舎, 自動車車庫, 自転車駐車場, 倉庫, 卸売市場その他これ らに類する用途に供 する建築物として市 長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計 が 300平方メート ル以内のもの 109,000円(適合証</p>			

改正後			改正前		
		<p>の提出がある場合にあっては、10,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 178,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、27,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 277,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、80,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 355,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、126,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計</p>			



改正後

改正前

が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 424,000円(適合証の提出がある場合にあつては, 158,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 494,000円(適合証の提出がある場合にあつては, 198,000円)

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) (1)ア(ア)から(ケ)まで及びイ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額に, (1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場, 畜舎, 自動車車庫,

改正後			改正前		
		<p>自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。)である場合にあつては、</p> <p>(1) エ(ア)から(カ)まで)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ (1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)エ(ア)から(カ)まで)に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>			

改正後

ア 建築物に係る部分  
8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額（申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造

改正前

改正後			改正前		
		<p>計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積（構造計算が行われた部分に限る。以下この項において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額）</p> <p>（ア）1,000平方メートル以内のもの 197,000円（再計算（建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの（構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。）をいう。以下この項において同じ。）による場合にあつては、144,000円）</p>			

改正後			改正前		
		<p>(イ) <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> <u>259,000円</u>  <u>(再計算による場合にあっては,</u>  <u>175,000円)</u></p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> <u>295,000円</u>  <u>(再計算による場合にあっては,</u>  <u>192,000円)</u></p> <p>(エ) <u>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</u> <u>388,000円</u> (再計算による場合にあっては, <u>238,000円</u>)</p> <p>(オ) <u>50,000平方メートルを超えるもの</u> <u>701,000円</u> (再計算による場合にあっては, <u>394,000円</u>)</p> <p>イ 建築設備 (建築基準</p>			

改正後			改正前		
		<p>法第87条の2の建築設備をいう。65の17の項において同じ。)</p> <p>及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。)に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>			
<p>65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建</p>			

改正後			改正前		
		<p>建築物の住戸 65の16 の項の右欄(1) ア (ア) から(ケ) までに 定める床面積の合計 (8の項の右欄1の 規定により算定した 面積) の区分に応じ、 それぞれ65の16の項 の右欄(1) ア(ア) か ら(ケ) までに定める 額</p> <p>イ 共同住宅等の建築 物全体(変更認定申請 が住戸及び建築物全 体に係るものを含 む。) 65の16の項の 右欄(1) ア(ア) から (ケ) まで及び同欄 (1) イ(ア) から(カ) までに定める床面積 の合計(8の項の右欄 1の規定により算定 した面積) の区分に応 じ、それぞれ65の16 の項の右欄(1) ア (ア) から(ケ) まで及 び同欄(1) イ(ア) か ら(カ) までに定める</p>			

改正後			改正前		
		<p>額を合算した額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。) 65の16の項の右欄(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計(8の項の右欄1の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 65の16の項の右欄(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計(8の項の右欄</p>			



改正後			改正前			
		<p>1の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)エ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)まで、同欄(1)イ(ア)から(カ)まで及び同欄(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計(8の項の右欄1の規定により算定した面積)(65の16の項の右欄(1)ウ(ア)か</p>				

改正後			改正前		
		<p>ら(カ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計(8の項の右欄1の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)まで、同欄(1)イ(ア)から(カ)まで及び同欄(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄(1)エ(ア)から(カ)まで)に定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分</p>			

改正後			改正前		
		<p>8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分(65の16の項の右欄(2)ア(ア)から(オ)までに掲げる区分をいう。)に応じ、それぞれ同欄(2)ア(ア)から(オ)までに定める額を加算した額)</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>			

改正後			改正前		
66から75まで	略	略	66から75まで	略	略

議案第22号

盛岡市高齢者福祉基金条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）に基づき設置した高齢者福祉基金の役割が終了したことに伴い、同基金を廃止しようとするものである。なお、基金残高は、高齢者福祉を含めた福祉施策の推進に幅広く活用するため、社会福祉基金に編入する。

2 条例の内容

盛岡市高齢者福祉基金条例を廃止する。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第23号

盛岡市盛岡駅西口多目的広場条例について

1 制定の趣旨

新しい都市拠点整備を目指す盛岡駅西口地区において多様な目的に応じた催しの場を提供することにより、市街地の活性化を図るとともに、市民の交流を促進する施設として、盛岡駅西口多目的広場を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
盛岡駅西口多目的広場	盛岡市盛岡駅西通二丁目20番1号

(2) 運営及び管理 直営管理とする。

(3) 使用時間

ア 許可を受けて独占的に使用する場合 午前8時から午後6時まで

イ アに掲げる場合以外の場合 午前零時から午後12時まで

(4) 使用料

盛岡駅西口多目的広場を独占的に使用しようとする者から次の使用料を徴収する。

区分		1時間までごとに	1日までごとに
広場の全部使用		2,000円	20,000円
広場の一部使用	園路広場	1,000円	10,000円
	芝生広場	900円	9,000円
	階段広場	400円	4,000円

備考

- 「広場の全部使用」とは、園路広場、芝生広場及び階段広場の全てを使用する場合をいう。
- 「1日」とは、午前零時から午後12時までの間に10時間を超えて使用する場合をいう。
- 水道設備を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に、1時間までごとに100円又は1日までごとに1,000円を加算した額とする。

3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第24号

## 盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

自転車等駐車場に長期にわたり放置された自転車等について、撤去、保管、処分及び返還のための手続並びに撤去及び保管に係る手数料を定めようとするものである。

## 2 改正の内容

- (1) 駐車場の使用の期間が引き続き2週間を超えた自転車等で、撤去の命令後にその利用者又は所有者が2週間以上で規則で定める期間を経過してもなお放置しているものについては、撤去し、保管することができるものとする。
- (2) 自転車等を撤去したときは、その旨を告示するとともに撤去した日から起算して6月以上保管しなければならないものとする。
- (3) 保管してもなお返還することができない自転車等については、当該自転車等の形状その他の要素を勘案して処分することができるものとする。
- (4) 保管する期間内に所有者が判明した自転車等については、所有者に返還しなければならないものとする。
- (5) 撤去し、保管した自転車等の返還を受けようとする者から、次のとおり手数料を徴収する。

自転車等の区分	返還を受ける日	金額
自転車（1台につき）	撤去した日から起算して6日目まで	1,500円
	撤去した日から起算して7日目以降	2,500円
原動機付自転車及び小型自動二輪車（1台につき）	撤去した日から起算して6日目まで	2,500円
	撤去した日から起算して7日目以降	3,500円

## 3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 昭和58年12月26日条例第24号</p> <p>第1条から第2条まで 略 (供用時間等)</p> <p>第3条 自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の供用時間及び自転車等を入場させ、又は退場させることができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する駐車場にあつては、指定管理者。次条、第6条、第7条及び第16条において同じ。)が特に必要があると認めたときは、第2号の時間を変更することができる。</p> <p>(1) 供用時間 午前零時から午後12時まで (2) 自転車等を入場させ、又は退場させることができる時間 次に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ次に定める時間 ア 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場 午前6時から午後9時まで イ 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場 午前零時から午後12時まで</p> <p>第4条から第8条まで 略 (使用料)</p> <p>第9条 使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。 2 市長は、使用者が自転車等を入場させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入場時刻の確認ができないときは、自転車等を入場させた日の入場開始時刻に入場させたものとみなして使用料を算定する。 3 使用料は、定期駐車券又は回数駐車券による場合にあつてはそれぞれその発行の際に、その他の場合にあつては自転車等を退場させる際に徴収する。</p>	<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 昭和58年12月26日条例第24号</p> <p>第1条から第2条まで 略 (供用時間等)</p> <p>第3条 自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の供用時間及び自転車等を入場させ、又は退場させることができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する駐車場にあつては、指定管理者。次条、第6条、第7条、第11条及び第12条において同じ。)が特に必要があると認めたときは、第2号の時間を変更することができる。</p> <p>(1) 供用時間 午前零時から午後12時まで (2) 自転車等を入場させ、又は退場させることができる時間 次に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ次に定める時間 ア 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場 午前6時から午後9時まで イ 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場 午前零時から午後12時まで</p> <p>第4条から第8条まで 略 (使用料)</p> <p>第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 市長は、使用者が自転車等を入場させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入場時刻の確認ができないときは、自転車等を入場させた日の入場開始時刻に入場させたものとみなして使用料を算定する。 3 使用料は、定期駐車券又は回数駐車券による場合にあつてはそれぞれその発行の際に、その他の場合にあつては自転車等を退場させる際に徴収する。</p>



## 改正後

## 改正前

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、定期駐車券に係る使用料については、第4条の規定による駐車場の供用の休止その他特別の理由があると市長が認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(自転車等の放置に対する措置)

第11条 市長は、駐車場の使用の期間(定期駐車券による使用の期間及び規則で定めるところによりあらかじめ長期の駐車の出のあつた使用の期間を除く。)が引き続き2週間を超えた自転車等の利用者又は所有者に対し、第7条の規定に基づき当該自転車等の撤去を命じた場合において、当該利用者又は所有者が2週間以上で規則で定める期間を経過してもなお自転車等を放置しているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(撤去した自転車等の保管)

第12条 市長は、前条の規定に基づき自転車等を撤去したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等を撤去した日の翌日から起算して6月上保管しなければならない。

(保管した自転車等の処分)

第13条 市長は、前条の規定により自転車等を保管してもなお当該自転車等を返還することができないときは、当該自転車等の形状その他の要素を勘案して当該自転車等の処分をすることができる。

(保管した自転車等の返還)

第14条 市長は、第12条の規定により自転車等を保管する期間内に当該自転車等の所有者が判明したときは、当該保管した自転車等を返還しなければならない。

(費用の徴収)

第15条 市長は、第11条の規定に基づき自転車等を撤去し、保管したときは、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用として、別表第2に定める手数料を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、定期駐車券に係る使用料については、第4条の規定による駐車場の供用の休止その他特別の理由があると市長が認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(放置自転車等の処理)

第11条 市長は、駐車場に相当の期間にわたり放置された自転車等があるときは、当該自転車等を遺失物法(平成18年法律第73号)その他の法令の定めるところにより処理するものとする。

改正後	改正前
<p>(損害賠償等)</p> <p><u>第16条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(損害賠償等)</p> <p><u>第12条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>
<p><u>第17条</u> 駐車場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p><u>第13条</u> 駐車場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p><u>第18条</u> 駐車場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p>	<p><u>第14条</u> 駐車場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p>
<p><u>第19条</u> 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>	<p><u>第15条</u> 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>
<p><u>第20条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があ</p>	<p><u>第16条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があ</p>

改正後	改正前
<p>つたときは、その旨を告示しなければならない。 (指定管理者による管理の基準)</p>	<p>つたときは、その旨を告示しなければならない。 (指定管理者による管理の基準)</p>
<p><u>第21条</u> 指定管理者の行う駐車場の管理の基準は、次のとおりとする。 (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。 (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p>	<p><u>第17条</u> 指定管理者の行う駐車場の管理の基準は、次のとおりとする。 (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。 (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p>
<p><u>第22条</u> 駐車場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。 (1) 第3条ただし書の規定に基づき、同条第2号の時間を変更すること。 (2) 第4条の規定に基づき、駐車場の全部又は一部の供用を休止すること。 (3) 第6条第1項の許可を行うこと。 (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。 (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。 (6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは駐車場からの退去若しくは自転車の撤去を命ずること。  (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関すること。 2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。 3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。 (事業報告書の提出)</p>	<p><u>第18条</u> 駐車場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。 (1) 第3条ただし書の規定に基づき、同条第2号の時間を変更すること。 (2) 第4条の規定に基づき、駐車場の全部又は一部の供用を休止すること。 (3) 第6条第1項の許可を行うこと。 (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。 (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。 (6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは駐車場からの退去若しくは自転車の撤去を命ずること。 (7) <u>第11条の規定により放置自転車を処理すること。</u> (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関すること。 2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。 3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。 (事業報告書の提出)</p>
<p><u>第23条</u> 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度に</p>	<p><u>第19条</u> 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度に</p>

改正後	改正前																																												
<p>ついて次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況                      (2) 使用者の数                      (3) 管理経費の収支状況                      (4) その他市長が必要があると認めた事項                      (委任)</p> <p><u>第24条</u> この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第25条</u> 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> <p>附 則 略                      附 則（平成25年条例第 号）</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>別表第1</u>（第9条関係）</p> <p>(1) 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>一般</th> <th>生徒等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">定期駐車券による場合（1台につき）</td> <td>月の初日からその月の末日まで</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>月の初日から翌月の末日まで</td> <td>3,800円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>月の初日から翌々月の末日まで</td> <td>5,700円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回数駐車券による場合（1台11回につき）</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の場合（1台1回につき）</td> <td></td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		一般	生徒等	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円	月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円	月の初日から翌々月の末日まで	5,700円	4,200円	回数駐車券による場合（1台11回につき）			1,000円	その他の場合（1台1回につき）			100円	<p>ついて次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況                      (2) 使用者の数                      (3) 管理経費の収支状況                      (4) その他市長が必要があると認めた事項                      (委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第21条</u> 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> <p>附 則 略</p> <p><u>別表</u>（第9条関係）</p> <p>(1) 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>一般</th> <th>生徒等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">定期駐車券による場合（1台につき）</td> <td>月の初日からその月の末日まで</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>月の初日から翌月の末日まで</td> <td>3,800円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>月の初日から翌々月の末日まで</td> <td>5,700円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回数駐車券による場合（1台11回につき）</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の場合（1台1回につき）</td> <td></td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		一般	生徒等	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円	月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円	月の初日から翌々月の末日まで	5,700円	4,200円	回数駐車券による場合（1台11回につき）			1,000円	その他の場合（1台1回につき）			100円
区分		一般	生徒等																																										
定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円																																										
	月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円																																										
	月の初日から翌々月の末日まで	5,700円	4,200円																																										
回数駐車券による場合（1台11回につき）			1,000円																																										
その他の場合（1台1回につき）			100円																																										
区分		一般	生徒等																																										
定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円																																										
	月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円																																										
	月の初日から翌々月の末日まで	5,700円	4,200円																																										
回数駐車券による場合（1台11回につき）			1,000円																																										
その他の場合（1台1回につき）			100円																																										

## 改正後

## 備考

- 「生徒等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。
  - 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。
  - 駐車場の使用が1回につき2時間以内の場合は、無料とする。
- (2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の使用料

		区分	一般	生徒等
自転車	定期駐車券による場合 (1台につき)	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円
		月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円
		月の初日から翌々月の末日まで	5,700円	4,200円
	回数駐車券による場合(1台11回につき)		1,000円	
その他の場合(1台1回につき)		100円		
原動機付自転車及び小型自動二輪車	定期駐車券による場合 (1台につき)	月の初日からその月の末日まで		3,000円
		月の初日から翌月の末日まで		5,700円
		月の初日から翌々月の末日まで		8,600円
	回数駐車券による場合(1台11回につき)		1,500円	
	その他の場合(1台1回につき)		150円	

## 備考

## 改正前

## 備考

- 「生徒等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。
  - 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。
  - 駐車場の使用が1回につき2時間以内の場合は、無料とする。
- (2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の使用料

		区分	一般	生徒等
自転車	定期駐車券による場合 (1台につき)	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円
		月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円
		月の初日から翌々月の末日まで	5,700円	4,200円
	回数駐車券による場合(1台11回につき)		1,000円	
その他の場合(1台1回につき)		100円		
原動機付自転車及び小型自動二輪車	定期駐車券による場合 (1台につき)	月の初日からその月の末日まで		3,000円
		月の初日から翌月の末日まで		5,700円
		月の初日から翌々月の末日まで		8,600円
	回数駐車券による場合(1台11回につき)		1,500円	
	その他の場合(1台1回につき)		150円	

## 備考

改正後

- 1 「生徒等」とは学校教育法に定める学校，専修学校及び各種学校に通学する者をいい，「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 2 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は，24時間までごとに1回とみなす。

別表第2（第15条関係）

自転車等の区分	返還を受ける日	金額
自転車（1台につき）	撤去した日から起算して 6日目まで	1,500円
	撤去した日から起算して 7日目以降	
原動機付自転車及び小型自動二輪車（1台につき）	撤去した日から起算して 6日目まで	2,500円
	撤去した日から起算して 7日目以降	
	撤去した日から起算して 7日目以降	3,500円

改正前

- 1 「生徒等」とは学校教育法に定める学校，専修学校及び各種学校に通学する者をいい，「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 2 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は，24時間までごとに1回とみなす。

議案第25号

盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

飯岡地区コミュニティ消防センターを設置しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
飯岡地区コミュニティ消防センター	盛岡市下飯岡14地割 256番地

(2) 使用料

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
飯岡地区 コミュニティ消防 センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																				
<p>○盛岡市コミュニティ防災センター条例 昭和59年3月23日条例第12号</p>	<p>○盛岡市コミュニティ防災センター条例 昭和59年3月23日条例第12号</p>																																																				
<p>第1条 略 (設置)</p>	<p>第1条 略 (設置)</p>																																																				
<p>第2条 住民の自主防災活動の推進及び防災体制の確立のための便宜を総合的に供与するとともに、地域福祉の増進を図るため、コミュニティ防災センターを次表のとおり設置する。</p>	<p>第2条 住民の自主防災活動の推進及び防災体制の確立のための便宜を総合的に供与するとともに、地域福祉の増進を図るため、コミュニティ防災センターを次表のとおり設置する。</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市コミュニティ防災センター</td> <td>盛岡市大沢川原三丁目3番5号</td> </tr> <tr> <td>築川地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市川目町21番21号</td> </tr> <tr> <td>本宮地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市本宮三丁目47番16号</td> </tr> <tr> <td>浅岸地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市浅岸一丁目11番30号</td> </tr> <tr> <td>上米内地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市上米内字中居74番地1</td> </tr> <tr> <td>長田町地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市長田町10番1号</td> </tr> <tr> <td>太田地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市上太田八千刈53番地6</td> </tr> <tr> <td>夕顔瀬地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市夕顔瀬町1番41号</td> </tr> <tr> <td>本町地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市本町通一丁目11番24号</td> </tr> <tr> <td>谷地上地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市土淵字北野94番地1</td> </tr> <tr> <td>太田地区第二コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市下太田田端1番地1</td> </tr> <tr> <td>小屋野地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市川目第4地割101番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市コミュニティ防災センター	盛岡市大沢川原三丁目3番5号	築川地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目町21番21号	本宮地区コミュニティ消防センター	盛岡市本宮三丁目47番16号	浅岸地区コミュニティ消防センター	盛岡市浅岸一丁目11番30号	上米内地区コミュニティ消防センター	盛岡市上米内字中居74番地1	長田町地区コミュニティ消防センター	盛岡市長田町10番1号	太田地区コミュニティ消防センター	盛岡市上太田八千刈53番地6	夕顔瀬地区コミュニティ消防センター	盛岡市夕顔瀬町1番41号	本町地区コミュニティ消防センター	盛岡市本町通一丁目11番24号	谷地上地区コミュニティ消防センター	盛岡市土淵字北野94番地1	太田地区第二コミュニティ消防センター	盛岡市下太田田端1番地1	小屋野地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目第4地割101番地3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市コミュニティ防災センター</td> <td>盛岡市大沢川原三丁目3番5号</td> </tr> <tr> <td>築川地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市川目町21番21号</td> </tr> <tr> <td>本宮地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市本宮三丁目47番16号</td> </tr> <tr> <td>浅岸地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市浅岸一丁目11番30号</td> </tr> <tr> <td>上米内地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市上米内字中居74番地1</td> </tr> <tr> <td>長田町地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市長田町10番1号</td> </tr> <tr> <td>太田地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市上太田八千刈53番地6</td> </tr> <tr> <td>夕顔瀬地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市夕顔瀬町1番41号</td> </tr> <tr> <td>本町地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市本町通一丁目11番24号</td> </tr> <tr> <td>谷地上地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市土淵字北野94番地1</td> </tr> <tr> <td>太田地区第二コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市下太田田端1番地1</td> </tr> <tr> <td>小屋野地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市川目第4地割101番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市コミュニティ防災センター	盛岡市大沢川原三丁目3番5号	築川地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目町21番21号	本宮地区コミュニティ消防センター	盛岡市本宮三丁目47番16号	浅岸地区コミュニティ消防センター	盛岡市浅岸一丁目11番30号	上米内地区コミュニティ消防センター	盛岡市上米内字中居74番地1	長田町地区コミュニティ消防センター	盛岡市長田町10番1号	太田地区コミュニティ消防センター	盛岡市上太田八千刈53番地6	夕顔瀬地区コミュニティ消防センター	盛岡市夕顔瀬町1番41号	本町地区コミュニティ消防センター	盛岡市本町通一丁目11番24号	谷地上地区コミュニティ消防センター	盛岡市土淵字北野94番地1	太田地区第二コミュニティ消防センター	盛岡市下太田田端1番地1	小屋野地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目第4地割101番地3
名称	位置																																																				
盛岡市コミュニティ防災センター	盛岡市大沢川原三丁目3番5号																																																				
築川地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目町21番21号																																																				
本宮地区コミュニティ消防センター	盛岡市本宮三丁目47番16号																																																				
浅岸地区コミュニティ消防センター	盛岡市浅岸一丁目11番30号																																																				
上米内地区コミュニティ消防センター	盛岡市上米内字中居74番地1																																																				
長田町地区コミュニティ消防センター	盛岡市長田町10番1号																																																				
太田地区コミュニティ消防センター	盛岡市上太田八千刈53番地6																																																				
夕顔瀬地区コミュニティ消防センター	盛岡市夕顔瀬町1番41号																																																				
本町地区コミュニティ消防センター	盛岡市本町通一丁目11番24号																																																				
谷地上地区コミュニティ消防センター	盛岡市土淵字北野94番地1																																																				
太田地区第二コミュニティ消防センター	盛岡市下太田田端1番地1																																																				
小屋野地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目第4地割101番地3																																																				
名称	位置																																																				
盛岡市コミュニティ防災センター	盛岡市大沢川原三丁目3番5号																																																				
築川地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目町21番21号																																																				
本宮地区コミュニティ消防センター	盛岡市本宮三丁目47番16号																																																				
浅岸地区コミュニティ消防センター	盛岡市浅岸一丁目11番30号																																																				
上米内地区コミュニティ消防センター	盛岡市上米内字中居74番地1																																																				
長田町地区コミュニティ消防センター	盛岡市長田町10番1号																																																				
太田地区コミュニティ消防センター	盛岡市上太田八千刈53番地6																																																				
夕顔瀬地区コミュニティ消防センター	盛岡市夕顔瀬町1番41号																																																				
本町地区コミュニティ消防センター	盛岡市本町通一丁目11番24号																																																				
谷地上地区コミュニティ消防センター	盛岡市土淵字北野94番地1																																																				
太田地区第二コミュニティ消防センター	盛岡市下太田田端1番地1																																																				
小屋野地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目第4地割101番地3																																																				



## 改正後

—	
三ツ割地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市三ツ割一丁目12番3号
野田地区コミュニティ消防センター	盛岡市津志田西二丁目9番1号
乙部地区コミュニティ消防センター	盛岡市乙部28地割34番地4
根田茂地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市根田茂第5地割19番地4
杜陵地区コミュニティ消防センター	盛岡市肴町9番31号
八幡地区コミュニティ消防センター	盛岡市八幡町1番17号
紺屋町地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市紺屋町3番37号
山田地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区下田字頭無15番地36
好摩地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区好摩字野中69番地113
馬場地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区馬場字川原16番地8
桑畑地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区巻堀字上桑畑3番地7
小貝沢地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市新庄字小貝沢72番地5
釘の平地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市玉山区川又字道地58番地3
大慈寺地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市鉦屋町10番7号
飯岡地区コミュニティ消防センター	盛岡市下飯岡14地割256番地

## 改正前

—	
三ツ割地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市三ツ割一丁目12番3号
野田地区コミュニティ消防センター	盛岡市津志田西二丁目9番1号
乙部地区コミュニティ消防センター	盛岡市乙部28地割34番地4
根田茂地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市根田茂第5地割19番地4
杜陵地区コミュニティ消防センター	盛岡市肴町9番31号
八幡地区コミュニティ消防センター	盛岡市八幡町1番17号
紺屋町地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市紺屋町3番37号
山田地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区下田字頭無15番地36
好摩地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区好摩字野中69番地113
馬場地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区馬場字川原16番地8
桑畑地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区巻堀字上桑畑3番地7
小貝沢地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市新庄字小貝沢72番地5
釘の平地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市玉山区川又字道地58番地3
大慈寺地区コミュニティ消防センタ —	盛岡市鉦屋町10番7号

## 改正後

第3条から第12条まで 略

附 則 略

附 則 (平成25年条例第 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

区分		午前9 時から 正午ま で	正午か ら午後 5時ま で	午後5 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	正午か ら午後 9時ま で	午前9 時から 午後9 時まで
盛岡市コミ ュニティ防 災センター	2階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	3階研 修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
築川地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
本宮地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
浅岸地区コ ミュニティ 消防センタ ー	1階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	2階研 修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
上米内地区 コミュニテ ィ消防セン	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

## 改正前

第3条から第12条まで 略

附 則 略

別表 (第8条関係)

区分		午前9 時から 正午ま で	正午か ら午後 5時ま で	午後5 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	正午か ら午後 9時ま で	午前9 時から 午後9 時まで
盛岡市コミ ュニティ防 災センター	2階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	3階研 修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
築川地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
本宮地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
浅岸地区コ ミュニティ 消防センタ ー	1階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	2階研 修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
上米内地区 コミュニテ ィ消防セン	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後								改正前							
ター								ター							
長田町地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	長田町地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
太田地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	太田地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
夕顔瀬地区 コミュニティ 消防セン ター	2階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	夕顔瀬地区 コミュニティ 消防セン ター	2階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	3階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		3階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
本町地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	本町地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
谷地上地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	谷地上地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
太田地区第 二コミュニ ティ消防セ ンター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	太田地区第 二コミュニ ティ消防セ ンター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
小屋野地区 コミュニティ 消防セン	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	小屋野地区 コミュニティ 消防セン	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円

改正後								改正前							
ター								ター							
三ツ割地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	三ツ割地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
野田地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	野田地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
乙部地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	乙部地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
根田茂地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	根田茂地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
杜陵地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	杜陵地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
八幡地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	八幡地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
紺屋町地区 コミュニティ 消防セン	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	紺屋町地区 コミュニティ 消防セン	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

改正後								改正前							
ター								ター							
山田地区コミュニティ消防センター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	山田地区コミュニティ消防センター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
好摩地区コミュニティ消防センター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	好摩地区コミュニティ消防センター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
馬場地区コミュニティ消防センター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	馬場地区コミュニティ消防センター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
桑畑地区コミュニティ消防センター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	桑畑地区コミュニティ消防センター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
小貝沢地区コミュニティ消防センター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	小貝沢地区コミュニティ消防センター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
釘の平地区コミュニティ消防センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	釘の平地区コミュニティ消防センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
大慈寺地区コミュニティ消防センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	大慈寺地区コミュニティ消防センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

改正後								改正前							
ター								ター							
飯岡地区コ	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円								
ユニティ															
消防センタ															
一															
備考 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。								備考 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。							

## 議案第26号

## 盛岡市地域交流活性化センター条例について

## 1 制定の趣旨

地域の住民の交流を促進することにより、地域の活性化を図るための施設として、地域交流活性化センターを設置しようとするものである。

## 2 条例の内容

(1) 名称 湯沢地域交流活性化センター

(2) 位置 盛岡市湯沢西三丁目15番地 850

(3) 使用料 有料となる場合の使用料を次表のとおり定める。

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

## 備考

1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。

2 暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割（第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分）に相当する額を暖房料として徴収する。

## 3 施行期日

規則で定める日。ただし、指定管理者の指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 4 施設の概要

(1) 鉄骨平屋建 敷地面積 1,994.10 m<sup>2</sup> 延床面積 398.80 m<sup>2</sup>

(2) 設置機能 第1集会室 198.00 m<sup>2</sup>, 第2集会室 25.00 m<sup>2</sup>, 料理実習室 40.00 m<sup>2</sup>

議案第27号

盛岡市障害者自立支援条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の改正に伴い、題名を改めるとともに、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 盛岡市障害者自立支援条例の題名を盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例に改める。
- (2) 引用している障害者自立支援法の法律名を改める。

3 施行期日

平成25年4月1日



盛岡市障害者自立支援条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○<u>盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例</u> 平成18年3月29日条例第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び法を施行するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第5条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成25年条例第 号）</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○<u>盛岡市障害者自立支援条例</u> 平成18年3月29日条例第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び法を施行するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第5条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第28号

盛岡市少年補導施設に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

少年センターの位置を変更しようとするものである。

2 改正の内容

少年センターの位置を盛岡市肴町2番29号に改める。

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市少年補導施設に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
○盛岡市少年補導施設に関する条例 昭和39年3月30日条例第28号	○盛岡市少年補導施設に関する条例 昭和39年3月30日条例第28号								
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)								
第2条 少年補導施設を次表のとおり設置する。	第2条 少年補導施設を次表のとおり設置する。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市少年センター</td> <td>盛岡市肴町2番29号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市少年センター	盛岡市肴町2番29号	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市少年センター</td> <td>盛岡市若園町2番18号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市少年センター	盛岡市若園町2番18号
名称	位置								
盛岡市少年センター	盛岡市肴町2番29号								
名称	位置								
盛岡市少年センター	盛岡市若園町2番18号								
第3条 略 附 則 略 附 則 (平成25年条例第 号)	第3条 略 附 則 略								
この条例は、平成25年4月1日から施行する。									

議案第29号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート4号館、市営青山三丁目アパート5号館及び市営青山三丁目アパート6号館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

別表から市営青山三丁目アパート4号館、市営青山三丁目アパート5号館及び市営青山三丁目アパート6号館を削る。

3 施行期日

公布の日

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 附 則 この条例は、公布の日から施行する。					○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
名称	位置	竣（し ゆん） 工年 度	戸数	構造	名称	位置	竣（し ゆん） 工年 度	戸数	構造
					市営青山三丁目アパート 4号館	盛岡市青山三丁 目	昭36	18	中層耐火3 階建
					市営青山三丁目アパート 5号館	盛岡市青山三丁 目	昭37	18	中層耐火3 階建
					市営青山三丁目アパート 6号館	盛岡市青山三丁 目	昭38	18	中層耐火3 階建

議案第30号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

土淵児童センター及び上飯岡児童センター飯岡分室を設置しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 設置する児童館

名称	位置
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2

(2) 設置する児童館の分室

名称	位置
盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室	盛岡市下飯岡10地割 178番地4

3 施行期日

規則で定める日

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

改正前

○盛岡市児童館条例

昭和53年3月25日条例第19号

○盛岡市児童館条例

昭和53年3月25日条例第19号

第1条 略

(設置)

第1条 略

(設置)

第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。

第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号
盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号

名称	位置
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号
盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号

## 改正後

盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3
盛岡市立上飯岡児童センター	盛岡市上飯岡16地割26番地
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市玉山区巻堀字巻堀101番地1
盛岡市立日戸児童館	盛岡市玉山区日戸字市の坪25番地1
盛岡市立好摩児童館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地85
盛岡市立生出児童館	盛岡市玉山区下田字仲平66番地2
盛岡市立洪民児童館	盛岡市玉山区洪民字鶴塚103番地
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2

## 2 児童館 に次表のとおり分室を設置する。

名称	位置
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1
盛岡市立上飯岡児童センター飯岡	盛岡市下飯岡10地割178番地4

## 改正前

盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3
盛岡市立上飯岡児童センター	盛岡市上飯岡16地割26番地
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市玉山区巻堀字巻堀101番地1
盛岡市立日戸児童館	盛岡市玉山区日戸字市の坪25番地1
盛岡市立好摩児童館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地85
盛岡市立生出児童館	盛岡市玉山区下田字仲平66番地2
盛岡市立洪民児童館	盛岡市玉山区洪民字鶴塚103番地

## 2 盛岡市川目児童センターに次表のとおり分室を設置する。

名称	位置
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1



改正後		改正前
<u>分室</u> 第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則 (平成25年条例第 号) <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>		第3条から第17条まで 略 附 則 略

議案第31号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立保育所民営化計画及び第2次民営化実施計画に基づき、盛岡市立くろいしの保育園を平成26年4月1日から民営化しようとするものである。なお、くろいしの保育園の運営は、社会福祉法人岩手県同胞援護会が引き継ぐものである。

2 改正の内容

盛岡市保育所条例の表からくろいしの保育園の項を削除する。

3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

改正前

○盛岡市保育所条例

昭和62年3月23日条例第9号

○盛岡市保育所条例

昭和62年3月23日条例第9号

第1条 略

(設置)

第1条 略

(設置)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定により、保育所を次表のとおり設置する。

名称	位置
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号
みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号
とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号
うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2
永井保育園	盛岡市永井10地割172番地
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地

名称	位置
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号
みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号
とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号
くろいしの保育園	盛岡市黒石野一丁目12番1号
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号
うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2
永井保育園	盛岡市永井10地割172番地
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地

第3条 略

附 則 略

附 則 (平成25年条例第 号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第3条 略

附 則 略

議案第32号

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

平成26年度以降の新庄墓園及び青山墓園の指定管理者の公募手続きを行うにあたり、指定管理者の業務の内容を見直すとともに、墓地における親族以外の者の焼骨の埋蔵の禁止、墓地使用権が消滅する場合における改葬に係る手続等について定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 墓地の使用の目的は、焼骨等の埋蔵とする。
- (2) 墓地の使用は、使用者が墓地使用権を承継した場合を除き、使用者1人につき1区画とし、原則として使用者の親族以外の者の焼骨を埋蔵することはできないこととする。
- (3) 使用者が焼骨を埋蔵する際にあらかじめ提出する書類に、分骨を埋蔵する際に必要となる「焼骨の埋蔵、収蔵又は火葬の事実を証する書類」を加える。
- (4) 指定管理者の業務を次のとおりとする。
  - ア 墓碑、形像等の墓標その他の施設の設置に係る許可申請を受理すること。
  - イ 火葬許可証等を受理すること。
  - ウ 施設及び設備の維持管理に関すること。
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、墓園の管理に関すること。

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市墓園条例 昭和38年9月30日条例第45号</p> <p>第1条及び第2条 略 (開園時間)</p> <p>第3条 墓園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長 が特に必要があると認めるときは、これを 変更することができる。</p> <p>第4条 略 (使用の目的)</p> <p>第5条 墓地は、焼骨等を埋蔵するために使用するものとする。 (墓地の区画及び種類)</p> <p>第6条 墓園内の墳墓の用に供する土地(以下「墓地」という。)は、3平方メートル以上8平方メートル以下の広さごとに区画するものとする。 2 墓地の種類は、普通墓地及び芝生墓地とする。 (使用できる者の要件)</p> <p>第7条 墓地を使用することができる者は、市の区域内に住所を有する者とする。ただし、規則で定める相当の理由があると市長が認めた者については、この限りでない。 (墓地の使用)</p> <p>第8条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、墓地の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。</p>	<p>○盛岡市墓園条例 昭和38年9月30日条例第45号</p> <p>第1条及び第2条 略 (開園時間)</p> <p>第3条 墓園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する墓園にあつては、指定管理者。次条、第6条から第8条第2項まで、第12条から第14条まで、第16条、第18条、第22条第1項、第23条第1項、第24条及び第25条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを 変更することができる。</p> <p>第4条 略 (墓地の区画及び種類)</p> <p>第5条 墓園内の墳墓の用に供する土地(以下「墓地」という。)は、3平方メートル以上8平方メートル以下の広さごとに区画するものとする。 2 墓地の種類は、普通墓地及び芝生墓地とする。 (使用できる者の要件)</p> <p>第6条 墓地を使用することができる者は、市の区域内に住所を有する者とする。ただし、規則で定める相当の理由があると市長が認めた者については、この限りでない。 (墓地の使用)</p> <p>第7条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、墓地の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、墓園の管理上適当でないとき。</p> <p>3 市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>4 市長は、墓地の使用を許可したときは、その者に許可証を交付するものとする。</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、墓園の管理上適当でないとき。</p> <p>3 市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>4 市長は、墓地の使用を許可したときは、その者に許可証を交付するものとする。</p> <p>(許可の取消し等)</p>
<p><b>第9条</b> 市長は、墓園の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者(第15条第1項の規定により墓地使用权を承継した者を含む。以下「<u>使用者</u>」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは墓園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(5) 第18条の規定に基づく条件又は命令に違反したとき。</p> <p>(6) 墓地管理料を3年以上滞納したとき</p>	<p><b>第8条</b> 市長は、墓園の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者若しくは第13条第2項の規定により墓地使用权を承継した者(以下「<u>使用者等</u>」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは墓園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(5) 第16条の規定に基づく条件又は命令に違反したとき。</p> <p>(6) 墓地管理料を3年以上滞納したとき(第23条第1項の規定に該当する場合を除く。)</p>
<p>2 市長は、前項の規定に基づき前条第1項の許可を取り消したときは、使用者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 使用者であつた者は、第1項の規定に基づき前条第1項の許可を取り消されたときは、その者の費用で速やかに、墓地を原状に回復して、返還しなければならない。</p> <p>4 使用者であつた者が前項の規定による措置を行わなかつた場合には、市長がこれを代行し、それに要した費用を使用者であつた者から徴収する。</p>	<p>2 市長は、前項の規定に基づき前条第1項の許可を取り消したときは、使用者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 使用者であつた者は、第1項の規定に基づき前条第1項の許可を取り消されたときは、その者の費用で速やかに、墓地を原状に回復して、返還しなければならない。</p> <p>4 使用者であつた者が前項の規定による措置を行わなかつた場合には、市長がこれを代行し、それに要した費用を使用者であつた者から徴収する。</p>

## 改正後

## 改正前

## (禁止行為)

第10条 墓園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 墓園の設備又は墓標その他の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車を持ち入れ、又は止め置くこと。
- (3) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (4) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、墓園の管理に支障がある行為をすること。

## (墓地使用料)

第11条 墓地の使用の許可を受けた者から墓地使用料を徴収する。

- 2 墓地使用料の額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額（第7条ただし書に規定する者にあつては、当該額に100分の150を乗じて得た額）とする。

区分		墓地使用料
盛岡市青山墓園		墓地の面積に1平方メートルにつき6万8,000円を乗じて得た額
盛岡市新庄墓園	普通墓地	墓地の面積に1平方メートルにつき6万8,000円を乗じて得た額
	芝生墓地	墓地の面積に1平方メートルにつき1万8,000円を乗じて得た額に4,000円を加算した額
盛岡市古川墓園	普通墓地A（面積が7.29平方メートルの区画のものをいう。以下同じ。）	1区画につき12万1,000円
	普通墓地B（面積が	1区画につき10万7,000円

## (禁止行為)

第9条 墓園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 墓園の設備又は墓標その他の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車を持ち入れ、又は止め置くこと。
- (3) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (4) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、墓園の管理に支障がある行為をすること。

## (墓地使用料)

第10条 墓地の使用の許可を受けた者から墓地使用料を徴収する。

- 2 墓地使用料の額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額（第6条ただし書に規定する者にあつては、当該額に100分の150を乗じて得た額）とする。

区分		墓地使用料
盛岡市青山墓園		墓地の面積に1平方メートルにつき6万8,000円を乗じて得た額
盛岡市新庄墓園	普通墓地	墓地の面積に1平方メートルにつき6万8,000円を乗じて得た額
	芝生墓地	墓地の面積に1平方メートルにつき1万8,000円を乗じて得た額に4,000円を加算した額
盛岡市古川墓園	普通墓地A（面積が7.29平方メートルの区画のものをいう。以下同じ。）	1区画につき12万1,000円
	普通墓地B（面積が	1区画につき10万7,000円

改正後		改正前	
	4.86平方メートルの区画のものをいう。以下同じ。)		4.86平方メートルの区画のものをいう。以下同じ。)
3	墓地使用料は、許可の際に徴収する。 (墓地使用料の減免)	3	墓地使用料は、許可の際に徴収する。 (墓地使用料の減免)
第12条	市長は、墓地の使用の許可を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者その他市長が特に必要があると認めた者（以下「被保護者等」という。）ときは、前条の規定による墓地使用料を減免することができる。	第11条	市長は、墓地の使用の許可を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者その他市長が特に必要があると認めた者（以下「被保護者等」という。）であるときは、前条の規定による墓地使用料を減免することができる。
2	前項の規定により、墓地使用料の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。 (墓地使用料減免の場合の墓地の指定)	2	前項の規定により、墓地使用料の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。 (墓地使用料減免の場合の墓地の指定)
第13条	被保護者等が前条第1項の規定に基づく墓地使用料の減免を受けたときは、市長は、第8条第1項の許可に係る墓地に代えて、その者に使用させるべき墓地を指定することができる。 (墓地使用権の譲渡禁止等)	第12条	被保護者等が前条第1項の規定に基づく墓地使用料の減免を受けたときは、市長は、第7条第1項の許可に係る墓地に代えて、その者に使用させるべき墓地を指定することができる。 (墓地使用権の譲渡禁止等)
第14条	墓地を使用する権利（以下「墓地使用権」という。）は、次条第1項の規定に基づき承継する場合を除くほか、譲渡し、又は転貸してはならない。 (墓地使用権の承継)	第13条	墓地を使用する権利（以下「墓地使用権」という。）は、次項に定める場合を除くほか、譲渡し、又は転貸してはならない。
第15条	使用者に代わり祖先の祭祀を主宰すべき者となつた者は、当該使用者が死亡した場合に限り、当該使用者の墓地使用権を承継することができる。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、使用者が死亡した場合以外の場合であっても、当該使用者の墓地使用権を承継することができる。	2	墓地の使用の許可を受けた者から祖先の祭祀を主宰すべき者に墳墓の所有権の承継が行われたときは、その承継の時に、墓地使用権についても承継が行われたものとみなす。墓地使用権の承継者から祖先の祭祀を主宰すべき者に墳墓の所有権の承継が行われたときも、同様とする。
2	前項の規定により墓地使用権を承継しようとする者は、承継に係る事由が生じた後、遅滞なく市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (墓標等の設置の許可)	3	前項の規定により墓地使用権を承継した者は、規則の定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。 (墓標等の設置の許可)



改正後	改正前
<p>第16条 使用者は、規則の定めるところにより、市長の許可を受けて、墓地に墓碑、形像等の墓標その他の施設を設置することができる。</p>	<p>第14条 使用者等は、規則の定めるところにより、市長の許可を受けて、墓地に墓碑、形像等の墓標その他の施設を設置することができる。</p>
<p>(使用の制限)</p>	<p>(使用の制限)</p>
<p>第17条 墓地の使用は、使用者1人につき1区画とする。</p>	<p>第15条 使用者等は、その墓地を他の使用者等の墓地と合わせて使用してはならない。</p>
<p>2 前項の墓地には、第15条第1項の規定に基づき墓地使用权が承継された場合における墓地は含まないものとする。</p>	
<p>3 墓地には使用者の親族以外の者の焼骨を埋蔵してはならない。ただし、特別の事情がある場合であつて市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	
<p>(管理上の措置)</p>	<p>(管理上の措置)</p>
<p>第18条 市長は、墓園の管理上特に必要があると認めるときは、使用者に対し、第8条第3項の条件のほか、墓地の使用について条件を付け、又は必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>第16条 市長は、墓園の管理上特に必要があると認めるときは、使用者等に対し、第7条第3項の条件のほか、墓地の使用について条件を付け、又は必要な措置を命ずることができる。</p>
<p>(墓地の移転)</p>	<p>(墓地の移転)</p>
<p>第19条 市長は、墓園の管理、市の事業施行等のために墓地を使用する必要がある場合は、当該墓地に係る墳墓を他の墓地に移転させることができる。</p>	<p>第17条 市長は、墓園の管理、市の事業施行等のために墓地を使用する必要がある場合は、当該墓地に係る墳墓を他の墓地に移転させることができる。</p>
<p>2 前項の場合において、墳墓の移転に要する費用は、市において負担する。</p>	<p>2 前項の場合において、墳墓の移転に要する費用は、市において負担する。</p>
<p>(火葬許可証等の提出)</p>	<p>(火葬許可証等の提出)</p>
<p>第20条 使用者は、焼骨の埋蔵をしようとするときは、あらかじめ、火葬許可証、改葬許可証又は焼骨の埋蔵、収蔵若しくは火葬の事実を証する書類を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する墓園にあつては、指定管理者）に提出しなければならない。</p>	<p>第18条 使用者等は、焼骨の埋蔵をしようとするときは、あらかじめ、火葬許可証又は改葬許可証を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(墓地管理料)</p>	<p>(墓地管理料)</p>
<p>第21条 使用者は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度、墓地管理料として、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額を納めなければならない。</p>	<p>第19条 使用者等は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度、墓地管理料として、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額を納めなければならない。</p>

改正後			改正前		
区分		墓地管理料	区分		墓地管理料
盛岡市青山墓園		墓地の面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額	盛岡市青山墓園		墓地の面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額
盛岡市新庄墓園		墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額	盛岡市新庄墓園		墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額
盛岡市古川墓園	普通墓地A	1区画につき2,500円	盛岡市古川墓園	普通墓地A	1区画につき2,500円
	普通墓地B	1区画につき2,000円		普通墓地B	1区画につき2,000円
(利用料金)			(利用料金)		
<p>第22条 指定管理者が管理する盛岡市古川墓園の利用に係る料金（前条の墓地管理料に相当するものに限る。以下「利用料金」という。）は、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条の墓地管理料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 <u>使用者</u>は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度利用料金を支払わなければならない。</p> <p>(墓地管理料の減免)</p> <p>第23条 市長（指定管理者が管理する盛岡市古川墓園にあつては、指定管理者）は、<u>使用者</u>が被保護者等であるときは、<u>第21条の墓地管理料</u>（指定管理者が管理する盛岡市古川墓園にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により、墓地管理料の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>(墓地使用料及び墓地管理料の不還付)</p> <p>第24条 既納の墓地使用料及び墓地管理料は、還付しない。ただし、<u>使用者</u>の責めに帰することができない理由により墓地を使用することができなかつた場合で特別の理由があると市長（指定管理者が管理する盛岡市古川墓園の墓地管理料にあつては、指定管理者）が認めたときは、その全部又</p>			<p>第19条の2 指定管理者が管理する盛岡市古川墓園の利用に係る料金（前条の墓地管理料に相当するものに限る。以下「利用料金」という。）は、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条の墓地管理料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 <u>使用者等</u>は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度利用料金を支払わなければならない。</p> <p>(墓地管理料の減免)</p> <p>第20条 市長（指定管理者が管理する盛岡市古川墓園にあつては、指定管理者）は、<u>使用者等</u>が被保護者等であるときは、<u>第19条の墓地管理料</u>（指定管理者が管理する盛岡市古川墓園にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により、墓地管理料の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>(墓地使用料及び墓地管理料の不還付)</p> <p>第21条 既納の墓地使用料及び墓地管理料は、還付しない。ただし、<u>使用者等</u>の責めに帰することができない理由により墓地を使用することができなかつた場合で特別の理由があると市長（指定管理者が管理する盛岡市古川墓園の墓地管理料にあつては、指定管理者）が認めたときは、その全部又</p>		

改正後	改正前
<p>は一部を還付することができる。 (墓地の返還)</p>	<p>は一部を還付することができる。 (墓地の返還)</p>
<p>第25条 <u>使用者</u> は、墓地を使用しなくなつたときは、直ちに市長に届け出て、その者の費用で墓地を原状に復して返還しなければならない。ただし、現状のままで返還することについて市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>第22条 <u>使用者等</u> は、墓地を使用しなくなつたときは、直ちに市長に届け出て、その者の費用で墓地を原状に復して返還しなければならない。ただし、現状のままで返還することについて市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>2 <u>使用者</u> が前項本文の規定による措置を行わなかつた場合には、市長がこれを代行し、それに要した費用を<u>使用者</u> から徴収する。 (墓地使用权の消滅)</p>	<p>2 <u>使用者等</u> が前項本文の規定による措置を行わなかつた場合には、市長がこれを代行し、それに要した費用を<u>使用者等</u> から徴収する。 (墓地使用权の消滅)</p>
<p>第26条 焼骨が埋蔵されている墓地の使用者の住所が不明となつた場合又は当該使用者が死亡し、墓地使用权を承継する者が不明となつた場合において市長が行う墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)第3条第2号に規定する手続は、当該住所が不明となつたことを知つた日又は当該死亡の日から7年を経過した時に行うものとする。</p>	
<p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地使用权は消滅するものとする。 (1) <u>使用者の住所が不明となつた場合において、その住所が不明となつたことを市長が知つた日から8年を経過したとき。</u> (2) <u>使用者の死亡の日から8年を経過しても墓地使用权を承継する者がいないとき。</u></p>	<p>第23条 <u>使用者等の住所が不明となつた場合又は使用者等である者が不明となつた場合においては、その住所又は使用者等である者が不明となつたことを市長が知つた日から8年を経過した日にその墓地に係る墓地使用权は、消滅するものとする。</u></p>
<p>3 市長は、墓地使用权の消滅した墓地に埋蔵された焼骨を一定の墓地に改葬するとともに、その墓地に設置された墓碑、形像等の墓標その他の施設を除去するものとする。 (住所等の変更の届出)</p>	<p>2 市長は、墓地使用权の消滅した墓地に埋蔵された焼骨を一定の墓地に改葬するとともに、その墓地に設置された墓碑、形像等の墓標その他の施設を除去するものとする。 (住所等の変更の届出)</p>
<p>第27条 <u>使用者</u> は、住所又は氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 (損害賠償)</p>	<p>第24条 <u>使用者等</u> は、住所又は氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 (損害賠償)</p>
<p>第28条 <u>使用者</u> は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損</p>	<p>第25条 <u>使用者等</u> は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損</p>

改正後	改正前
<p>し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p>	<p>し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p>
<p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>
<p><u>第29条</u> 墓園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p>	<p><u>第26条</u> 墓園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p>
<p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p><u>第30条</u> 墓園の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p>	<p><u>第27条</u> 墓園の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p>
<p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p>	<p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p>
<p>(指定等の告示)</p>	<p>(指定等の告示)</p>
<p><u>第31条</u> 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p><u>第28条</u> 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>
<p>(変更の届出)</p>	<p>(変更の届出)</p>
<p><u>第32条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p><u>第29条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。</p>
<p>(指定管理者による管理の基準)</p>	<p>(指定管理者による管理の基準)</p>

## 改正後

第33条 指定管理者の行う墓園の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。  
(指定管理者の業務)

第34条 墓園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第16条の許可の申請を受理すること。

- (2) 第20条の規定により提出される火葬許可証、改葬許可証又は焼骨の埋蔵、収蔵若しくは火葬の事実を証する書類を受理すること。

- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

## 改正前

第30条 指定管理者の行う墓園の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。  
(指定管理者の業務)

第31条 墓園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開園時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開園し、又は休園すること。
- (3) 第6条ただし書の規定により相当の理由があると認めること。
- (4) 第7条第1項の許可を行うこと。
- (5) 第7条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (6) 第7条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (7) 第8条第1項の規定に基づき、第7条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは墓園からの退去を命ずること。
- (8) 第8条第2項の規定による通知をすること。
- (9) 第12条の規定に基づく指定をすること。
- (10) 第13条第3項、第22条第1項又は第24条の規定による届出を受理すること。
- (11) 第14条の許可をすること。
- (12) 第16条の規定に基づき、条件を付け、又は必要な措置を命ずること。
- (13) 第18条の規定により提出される火葬許可証等  
を受理すること。
- (14) 第22条第1項ただし書の承認をすること。
- (15) 第23条第1項に規定する使用者等の住所又は使用者等である者が不明となつたことを確認すること。
- (16) 施設及び設備の維持管理に関すること。

改正後	改正前
<p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、墓園の管理に関すること。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第35条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況</p> <p>(2) 利用料金の収入実績</p> <p>(3) 管理経費の収支状況</p> <p>(4) その他市長が必要があると認めた事項</p> <p>(委任)</p>	<p>(17) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、墓園の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号から第3号までの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第5号から第7号まで、第9号、第12号又は第14号のいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第32条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況</p> <p>(2) <u>使用者等の数</u></p> <p>(3) 利用料金の収入実績</p> <p>(4) 管理経費の収支状況</p> <p>(5) その他市長が必要があると認めた事項</p> <p>(委任)</p>
<p>第36条 この条例に定めるもののほか、墓園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則)</p>	<p>第33条 この条例に定めるもののほか、墓園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則)</p>
<p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第8条第1項</u>の規定による許可を受けずに墓地を使用した者</p> <p>(2) <u>第10条</u>の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) <u>第20条</u>の規定による提出を怠つた者</p> <p>2 詐偽その他不正の行為により墓地使用料又は墓地管理料の徴収を免れた</p>	<p>第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第7条第1項</u>の規定による許可を受けずに墓地を使用した者</p> <p>(2) <u>第9条</u>の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) <u>第18条</u>の規定による提出を怠つた者</p> <p>2 詐偽その他不正の行為により墓地使用料又は墓地管理料の徴収を免れた</p>

改正後	改正前
<p>者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成25年条例第 号）</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> <p>附 則 略</p>

議案第33号

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例について

1 制定の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、盛岡市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部の組織、会議等について定める。

3 施行期日

規則で定める日



## 議案第34号

## 盛岡市石川啄木記念館条例について

## 1 制定の趣旨

石川啄木に関する資料を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するとともに、その資料の調査研究を行うため、石川啄木記念館を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 2 条例の内容

- (1) 名称 石川啄木記念館  
 (2) 位置 盛岡市玉山区渋民字渋民9番地  
 (3) 管理運営 指定管理者に行わせるものとする（利用料金制は採用しない。）。  
 (4) 入館料 入館者（展示室に入室する者に限る。）から次表に定める入館料を徴収する。

区 分	個人入館料	団体入館料
一般	300円	240円
高等学校生徒	200円	160円
中学校生徒及び小学校児童	100円	80円

備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

## (5) 減免措置

次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。

- ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。  
 イ 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が入館するとき。  
 ウ 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが入館するとき。

## 3 施行期日

平成25年12月1日。ただし、指定管理者の指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。